

○市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う義務教育学校職員に係るメリット算定の方法について

〔平成28年7月14日地基企第37号〕
〔各支部長あて 理事長〕
第1次改正 平成30年7月18日地基企第31号

標記の件につきましては、平成28年3月17日付地基規程第3号により地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年12月1日地基規程第1号。以下「業務規程」という。）の一部改正を行い、指定都市におけるメリット制を適用する職員の区分に義務教育学校職員を加えたところですが、これに伴う地方公務員災害補償基金定款（昭和42年11月22日自治許第591号。以下「定款」という。）第17条の2第3項の規定による定款別表第二下欄に掲げる割合に係る算定の方法について、業務規程第33条の10の規定に基づき、下記のとおり定めましたので、通知します。

記

1 定款第17条の2第3項に規定する収支率の算定基礎数値について

指定都市の義務教育学校職員に係る平成29年度から平成32年度のメリット算定における定款第17条の2第3項による当該事業年度の前事業年度前三事業年度の間における平成25年度から平成28年度の同項第1号及び第2号の支給額並びに同項により業務規程第33条の3に規定する負担金の額については以下のとおりとする。ただし、道府県支部において、「市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う基金の対応方針について」（平成27年11月9日地基総第143号）の記の1の（1）の①のアに掲げる支払事務を平成29年4月1日以後に行った場合は、平成29年度の同項第1号及び第2号の支給額についても、同様とする。（第1次改正・一部）

(1) 指定都市支部における算定基礎数値

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号。以下「第4次一括法」という。）による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に掲げる職員（以下「改正前負担法対象職員」という。）のうち第4次一括法により指定都市が報酬等を負担することとなる者に係る額とする。

(2) 道府県支部における算定基礎数値

改正前負担法対象職員に係る算定基礎数値から(1)に定める額を除いた額とする。

2 定款第17条の2第3項に規定する基準値（以下「基準値」という。）の算定について

指定都市の義務教育学校職員に係る平成29年度及び平成30年度のメリット算定における平成27年度及び平成28年度の定款第17条の2第3項により業務規程第33条の4に規定する「当該地方公共団体の当該年度の前々年度の決算に計上された当該職員の区分の職員に係る法第49条第3項に規定する給与の総額」（以下「基準値の算定に用いる給与の総額」という。）は以下のとおりとする。

(1) 指定都市支部における基準値の算定に用いる給与の総額

改正前負担法対象職員のうち第4次一括法により指定都市が報酬等を負担することとなる者に係る地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第49条第3項に規定する給与の総額とする。

(2) 道府県支部における基準値の算定に用いる給与の総額

改正前負担法対象職員に係る法第49条第3項に規定する給与の総額から(1)に定める額を除いた額とする。